

電子書籍サービスシステムの現状と課題

The present affairs and issues of digital book service systems for public libraries

—公共図書館向けベンダーを対象としたヒヤリング調査から—
From the survey for system vendors

植村八潮*，野口武悟*，成松一郎*，松井進**

UEMURA Yashio*，NOGUUCHI Takenori*，NARIMATSU Ichiro*，MATSUI Susumu**

*専修大学，**千葉県立西部図書館

* Senshu University, ** Chiba Prefectural West Library

あらまし：本研究は、公共図書館向け電子書籍サービスのシステムベンダーを対象にヒヤリング調査を行い、電子書籍サービスシステムの現状、導入と継続を図っていくための課題などを明らかにした。公共図書館において電子書籍サービスの導入と継続を図っていくには、ベンダー側が提供可能なコンテンツ数を確保すること、図書館側が既存の資料概念を見直すことなどが求められる。

キーワード：公共図書館、電子書籍サービス、システムベンダー

1. 研究目的と背景

本研究は、公共図書館向け電子書籍サービスのシステムベンダーを対象にヒヤリング調査を行い、電子書籍サービスシステムの現状、導入と維持を図っていくための課題などを明らかにすることを目的とした。その際、従来型の電子図書館システムに対して、クラウドコンピューティング型の電子書籍サービスを分けてとらえることで、公共図書館が取り組むべき課題を明確にした。

これまでの先行研究では、システムベンダーを対象とした調査は存在しない。先行研究では扱ってこなかったシステムベンダーにアプローチすることで、公共図書館における電子書籍サービスの導入が遅々としていたり、導入したものの継続せずに取りやめになってしまう背景の一端を詳らかにすることができるものと考えられる。

現在の公共図書館における電子書籍サービスの導入実態については、電子出版制作・流通協議会（以下、電流協とする）のアンケートに見ることができる。電流協は、2013年4月～5月にかけて、日本図書館協会の協力のもとに公共図書館360館を対象とした電子書籍サービスに関するアンケート調査を実施した¹。その結果によると、電子書籍サービスを実施予定と回答した館と検討中と回答した館をあわせると40%近くへののぼり、今後の導入に向けての関心は高まりつつあるといえる。しかし、すでに電子書籍サービスを実施している図書館は8%にとどまり、実際の導入は遅々としている。2014年5月末時点で導入館は20館程度である。一方、大学図書館では学術情報に関する研究報告において電子ジャーナルに加えて、電子書籍への言及が盛んであり²、導入実績館も増加している。公共図書館の動向とは対照的である。

公共図書館においては、2000年代初めごろに全国に先駆けて電子書籍サービスを実施した図書館（例えば、2002年に導入した北海道岩見沢市立図書館³や2005年に導入した奈良県生駒市立図書館）もあったが数年でサービスを取りやめるなど長続きしなかった先行事例がある。また、「電子書籍元年」といわれた2010年前後に実証実験を行ったものの、その後、サービスとして導入するには至らなかった例⁴も見られる。

いわゆる電子図書館として概念的のとらえられてきた初期の電子書籍サービスは、自館サー

バに電子書籍データを蓄積する、いわば、インハウス型（クライアントサーバ型）によるサービスであった。一方、近年は、システムベンダーとの契約によるクラウドコンピューティング型による電子書籍サービスが主流となっている。前述の電流協による調査でも、公共図書館が考える電子書籍サービスの望ましい導入形態としては、インハウス型とクラウドコンピューティング型を複合した型が37%と最も多く、次いで、クラウドコンピューティング型のみが34%だった。インハウス型のみは5%にとどまった。ここからは、多くの公共図書館が、システムベンダーとの契約によるクラウドコンピューティング型による電子書籍サービス（単独もしくは複合）を想定していることが分かる。しかしながら、この場合、電子書籍サービスは、契約したベンダーの提供するシステムに大きく依存せざるを得ないことになる。

2. 方法

公共図書館向け電子書籍サービスの開発と提供を行っているシステムベンダー5社にヒヤリング調査への協力を依頼し、今回の報告までに協力の得られた3社（A社、B社、C社）を対象に2014年4月～5月にかけて調査を実施した。

3社の概要は次の通りである。A社は、2000年に設立された企業で、公共図書館向け電子書籍サービスシステムの開発・提供のほか、電子書籍コンテンツの制作、電子書籍の販売なども手がける。公共図書館におけるシステム導入実績は1館である。B社は、1876年創業の大手印刷会社の1つである。公共図書館向けの図書納入や指定管理受託実績が最多のグループ内企業と組んでいる。開発・提供している公共図書館向け電子書籍サービスシステムの導入実績は10館以上に及ぶ。また、大学図書館や専門図書館数館でも導入実績がある。C社は、1900年創業の大手印刷会社の1つである。開発・提供する公共図書館向け電子書籍サービスシステムの導入実績は1館である（なお、A社～C社のいずれも実績は2014年5月末現在）。

3. 結果

ヒヤリング3社のシステムとそのコンテンツやサービス領域における実態、技術的特徴なおについて以下、記述する。

(1) **A社** 電子書籍のベンチャー企業が開発を手がけており、随所に独特な電子図書館に対する思想がうかがえるシステムとなっている。電子書籍の読書は、手続きを要する貸出概念ではなく、閲覧棚から抜き出して“本”を開く行為を再現している。仮想空間の本棚から“本”を選んだ時点で読書ははじまり、“本”を閉じる行為で棚に戻り返却が終了する。また、A社の代表がアクセシビリティに関する講演を行うなど理解が深く、3社の中では最もアクセシビリティに対応している。例えばTTSエンジンを独自に持つことで、TTSによる音声読み上げを行う際に、対応箇所のテキストがハイライトできる機能を持っている。

(2) **B社** 電子図書館システムの導入を容易にするために、専用のビューワー（リーダーソフト）をインストールせず、ウェブブラウザで読むシステムとした。このためシステム導入の拡張性が高く、ユーザビリティが向上した。コンテンツのタイトル数は3社で一番多く、先に述べたように導入館も多い。一方、契約している各図書館は、既存の貸出システムや歴史的経緯から、自館の運用方法に対するこだわりが強い。このため各館の要望にあわせてカスタマイズすることによる開発コストの増加や手間が問題となっている。

(3) **C社** もともと音声付きコミックを喫茶店など小規模商業施設で提供することを目的として開発したシステムを拡張し、電子書籍コンテンツにも対応可能としたものである。音読（音訳）コンテンツをストリーミングにより再生することができる。専用の小型サーバにコンテンツを収め、WiFi配信している。また、配信は無線LANの届く範囲に限られることから、結果的に館内での利用に限定されている。

表1に、ヒヤリング調査の結果をまとめた。

表1 ベンダーヒヤリングの結果

	ベンダー	A社	B社	C社
システム	システムタイプ	クラウドコンピューティング型	クラウドコンピューティング型	インハウス（WiFi 配信）型
	デバイス	iPad	PC/iPad/TabletPC	PC/iPad/TabletPC
	OS	iOS	Win/iOS/Android	iOS/Android
	特徴	TTS 対応、ハイライト表示	郷土資料の追加	システム導入容易、郷土資料の追加
コンテンツ	種類	一部出版社の作品、青空文庫など	一部出版社の作品、青空文庫など	音声付きコミック、青空文庫など
	収集	ベンダー側が対応するためコンテンツ確保が困難	ベンダー側が対応するためコンテンツ確保が困難	ベンダー側が対応するためコンテンツ確保が困難
サービス	利用者層	一般	一般	主に小中学生
	利用形態	館内閲覧、館外貸出	館内閲覧、館外貸出	館内閲覧のみ

4. 考察

4.1 ベンダーが捉えるシステム等の課題

3社で共通した課題として、コンテンツ確保の困難があげられる。一般読者に対する電子書籍販売サービスは電子書店で広まりつつあるものの、電子書店の代わりとして単純に電子図書館を置き換えられるものではない。その理由の一つとして、公共図書館における電子書籍サービスの契約ルールが定まっていないことがある。現状の出版社と電子取次、電子書店間の契約は、販売契約であり貸出契約ではない。電子図書館がどのような条件（期間、貸出回数など）で利用者に貸出すかも含め、それに基づいた契約ルールが必要となる。

また、システムの標準化の遅れも指摘できる。前述したように、公共図書館における資料の貸出しシステムは、歴史的経緯から各館独自に発展し、構築されてきたものがある。各館は、自館の運用方法に強いこだわりを持っており、そこにそのまま電子書籍の貸出サービスを組み込むように求めている。これは電子書籍サービスのシステムを標準化することで、普及を早めコストダウンを図りたいシステムベンダー側の思惑と真っ向対立する。

4.2 ベンダーが捉える図書館自体のもつ課題

公共図書館が電子書籍サービスの導入を図るにあたって、クラウドコンピューティング型を志向する傾向があるものの、そのシステムを提供するベンダーとの利用契約に対して公共図書館側が対応できていないという課題はすでに指摘した。

その背景には、公共図書館における資料概念が大きく関わっていると考える。

2008年の「図書館法」改正で、公共図書館が収集すべき資料の範囲に、「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）」が含まれるようになった（図書館法3条）。しかし、ここでいう「電磁的記録」はCD-ROM等の有形物に記録されたものを指しており、クラウドコンピューティング型のオンラインで提供される無形の電子書籍は含んでいない。

対照的なのは、国立国会図書館の動向と著作権をめぐる動向である。

国立国会図書館では、2009年の「国立国会図書館法」改正で国等の公的機関が発信するインターネット情報を国立国会図書館が収集し、保存することが可能となった。さらに2012年6月の改正では民間の出版するオンライン資料を国立国会図書館が収集し、保存することが可能となった。この改正は、同年7月1日から施行されたことで、納本制度に準じて民間で出版されたオンライン資料の収集・保存を開始している。ここでいう、オンライン資料とは、インターネット等により出版（公開）される電子情報で、図書または逐次刊行物に相当するもの

であり、電子書籍、電子ジャーナル等を指すとされている（同法第24条の4）。このオンライン資料という概念は、公共図書館を規定する「図書館法」には存在しない。

また、2015年1月1日施行予定の改正著作権法では、同法第79条、80条の出版権の定義において、出版概念の延長上に電子出版を含むという従来の出版界の主張に対し、出版と電子出版について明確な線引きを行った。出版は、文書又は図画とした紙媒体による出版にCD-ROM等による出版も加え、有形物の複製権に基づく行為とした。一方、電子出版については、「記録媒体に記録された著作物の複製物を用いてインターネット送信を行うこと」として、無形の著作物を公衆送信する行為とした（図1）。つまり、「電磁的記録は有形の資料」という解釈で、法律上は、平仄をあわせている。

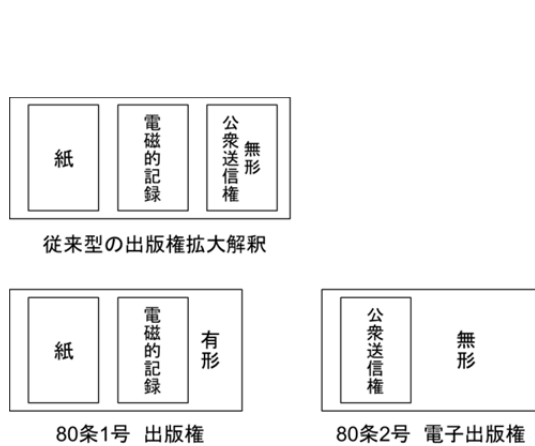


図1 改正著作権法における出版権

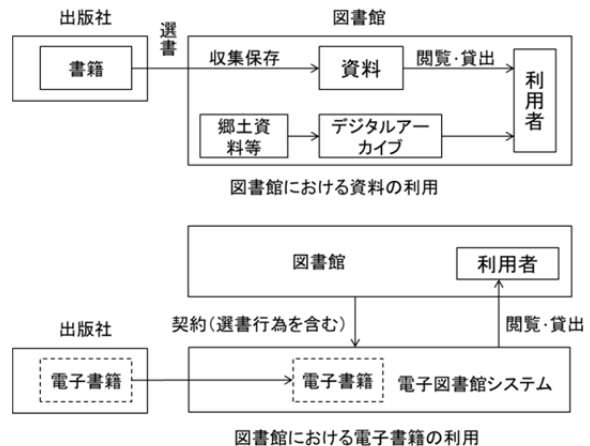


図2 図書館における資料と電子書籍の利用モデル

これまでの公共図書館は、有形の資料に最適化された制度や慣行的な利用が行われてきた。そこでの資料は収集（購入）され、所有物として資産勘定される。一方、ベンダーとの契約により提供されるクラウドコンピューティング型の電子書籍サービスの場合、一種の外部情報源へのアクセスと考えると分かりやすい（図2）。したがって、有形の資料を収集（購入）するという概念は当てはまらない。このことが伝統的に収集（購入）して所有物としてきた有形の資料を中心に扱う公共図書館にとっては、電子書籍サービスを導入し継続していくにあたって、実務的にも意識的にも壁になっているものと思われる。

公共図書館において、この壁を解消するには、「国立国会図書館法」や「著作権法」の改正に相応した形で、「図書館法」を改正し、有形物としての既存の資料という概念とは別に、電子書籍などの無形のオンライン資料を明確に位置づける必要があるだろう。

注・文献

1 長谷川智信 “公立図書館における電子書籍サービスの導入状況について：「電子書籍に関する公立図書館での検討状況のアンケート」から”，図書館雑誌，vol.107，no.12，pp.759-761，2013.

2 電子書籍関連の論文・雑誌記事は、CiNii Articles で検索すると公共図書館関係が16件に過ぎないのに対して、大学図書館関係は2倍以上の文献数である（2014年5月末時点）

3 同館における電子書籍サービスの導入から取りやめに至るプロセスについては、筆者らは2014年1月に岩見沢市を訪問し、館長らへのヒヤリング調査及び資料調査を実施している。その結果については、別の機会に報告したい。

4 例えば、静岡県立中央図書館、鎌倉市立図書館など。